

1 高齢者の就業機会の確保について

岡山市は、地方自治法施行令第167条の2第1項第3号を根拠として、社会福祉法人やNPO等に公園の清掃や資源分別など市の業務を委託しています。

障害者については、「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」を根拠として、障害者優先調達対象事業所名簿を作成し、発注に活用しています。

シルバー人材センターは障害者優先調達対象事業所名簿に掲載されていませんが、「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」、以下 高齢者雇用安定法を根拠に、福祉団体等との随意契約の方法による契約締結をしています。

自治体によっては高齢者雇用安定法において、シルバー人材センター等と「等」が含まれることから、高年齢者等就業支援団体の要件を定めてシルバー人材センター以外にも同様な契約形態で業務を委託しています。

岡山市でも同じような制度をもうけることは長引く景気低迷のなかでますます困難となる高年齢者の就業機会を保護することに繋がり、市の福祉行政とも合致すると考えられます。

そこで質問です。

- (1) 高齢者雇用安定法におけるシルバー人材センター等の「等」にはどのような組織、団体が考えられますか。
- (2) 高齢者の就業支援として、高齢者を雇用する組織に安定的に公共の仕事を発注するやり方について、ご所見をお聞かせください。

2 未入園児の解消について

岡山市の待機児童は2016年に729人、2017年に849人で全国的にワースト2の自治体になりました。

希望園を3園書かない保護者や通園に30分掛かる園に預けない保護者を特定の園を希望する、として待機児童0としていたやり方を大森市長が2016年に改めたことによるものです。市がゼロとしていた待機児を入園できるように手立てを取るべき対象とした変更は、党市議団としても評価してきました。

その後、待機児童は2018年に551人、2019年に353人、2020年に259人と減ってきましたが、未入園児は同じ年に1,447人、1,467人、1,386人と横ばいでした。

待機児童は2021年に31人、2022年に8人、2023年に1人、2024年には0人となりました。しかし未入園児は836人、628人、613人、692人と多数、残されたままです。

未入園児を解消するための施策を強化するべきです。

そこで質問です。

- (1) 希望園を3園書いても入れなかった未入園児は何人ですか。
- (2) 2園以下しか書いていない保護者の理由は何ですか。
- (3) 保育コンシェルジュの保護者への園の情報提供で、兄弟別々や職場と逆方向の紹介は何件ですか。また入園に繋がったのは何件ですか。
- (4) 未入園児が高止まりしていることについて、ご所見をお聞かせください。
- (5) 保育士不足により受け入れができなかった保育園・認定こども園の数は何園で、保育士がいれば受け入れられた人数は何人ですか。
- (6) 未入園児をどうやってなくしますか。

3 国の指示権と地方自治体の自律性について

現在、参議院で国による地方への指示権を盛り込む地方自治法改正案が議論されています。

「多様化する危機対応のために必要な制度と言える」などの賛成論がありますが、すでに衆議院で重大な問題が明らかになっています。

改正案は、第33次地方制度調査会の「ポストコロナの経済社会に対応する地方制度のあり方に関する答申、以下答申を受けた内容です。

答申は「ポストコロナ」と銘打っていますが、コロナ禍において問題だったのは、むしろ国の政策決定でした。

地方制度調査会で、国からの一斉休校の要請による混乱が生じた一方で、要請に応えなかった自治体で子どもたちの学びと居場所がまもられた例が紹介されています。

山陽新聞社説は、岡山県が国に求めた「まん延防止等重点措置」の適用が思うように認められず、対応が遅れる事態を招いた、と指摘しています。

災害対応では、2016年の熊本地震の際に現場の判断で国の要請通りの避難をしなかったことで住民の安全を守った例があります。

住民の命や財産を守るために必要なのは、国が自治体に指示できるようにすることではなく、地域の状況を把握している自治体が最善の手立てを実行できるように国が自治体の要請に応じて支援することです。

日本国憲法は明治憲法と異なり、地方自治を明記しています。

戦前の中央集権的な体制の下で、自治体は侵略戦争遂行の一翼を担わされました。その反省から、政府から独立した機能をもつ「団体自治」と住民の意思に基づく「住民自治」を保障したものです。

現行の地方自治法は、地方自治体に対する国の関与には法律又はこれに基づく政令が必要だとしています。また国の関与は、必要な最小限度のものとするともに、普通地方公共団体の自主性及び自立性に配慮しなければならない、としています。

地方分権一括法でも国と地方は対等の関係とされました。しかし「地方分権」を掲げながら、機関委任事務を法定受託事務として事実上温存し、国による「指示」「代執行」という強力な関与の仕組みを法定しました。そのうえ、今回の改正案は国の関与を最大限抑制すべき自治事務にまで国が指示することを可能にするもので、きわめて重大です。

この改悪は、政府が「国民の安全に重大な影響を及ぼす事態」と判断すれば、地方自治体に指示できるもので、憲法で保障された地方自治を根底から破壊するものです。

しかも、「国民の安全に重大な影響を及ぼす事態」とは何か、その類型も、判断基準も、衆議院の審議では明らかにされませんでした。

大規模な感染症や災害に加えて、想定が示されず無限定につながる「その他の事態」が重大です。政府は、存立危機事態を含む「事態対処法」や、安保3文書に基づく「特定利用空港・港湾」への法律の適用について、「除外するものではない」と述べ、否定していません。アメリカの戦

争に自治体を動員するために使われる危険は重大です。

今回の地方自治法改正は、緊急事態条項を盛り込む改憲ができないために法改正で国が地方自治体に言うことを聞かせられるようにする改憲の代わりといえます。

そこで質問です。

- (1) 感染症の拡大、自然災害、大事故、そのほか市民の生命と財産の危機において、岡山市が国の要請や指導に従わなかったために生じた問題がありましたか。
- (2) 住民の福祉のためには自治体が自ら考え、判断することが大切ではありませんか。ご所見をお示しください。
- (3) 自治体と国は対等とする地方分権に指示権が及ぼす影響をどう考えますか。
- (4) 自治体の首長として、指示権を定める地方自治法改正に異議を表明しませんか。